

令和7年1月28日
内閣官房内閣人事局

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

1 国家公務員(一般職)^{注1}の育児休業の取得状況(令和5年度)

(1)新規取得者数及び取得率

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数のうち1週間以上取得した職員数(人)(A) 注2	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(B)	取得率(%) (A/B) 注3	新規取得者数のうち1週間以上取得した職員数(人)(A') 注2	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(B')	取得率(%) (A'/B') 注3
令和5年度	4,243	5,361	79.1	2,037	1,943	104.8

	男性職員			女性職員		
	新規取得者数のうち2週間以上取得した職員数(人)(A) 注2	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(B)	取得率(%) (A/B) 注3	新規取得者数のうち2週間以上取得した職員数(人)(A') 注2	当該年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(人)(B')	取得率(%) (A'/B') 注3
令和5年度	3,964	5,361	73.9	2,037	1,943	104.8

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。

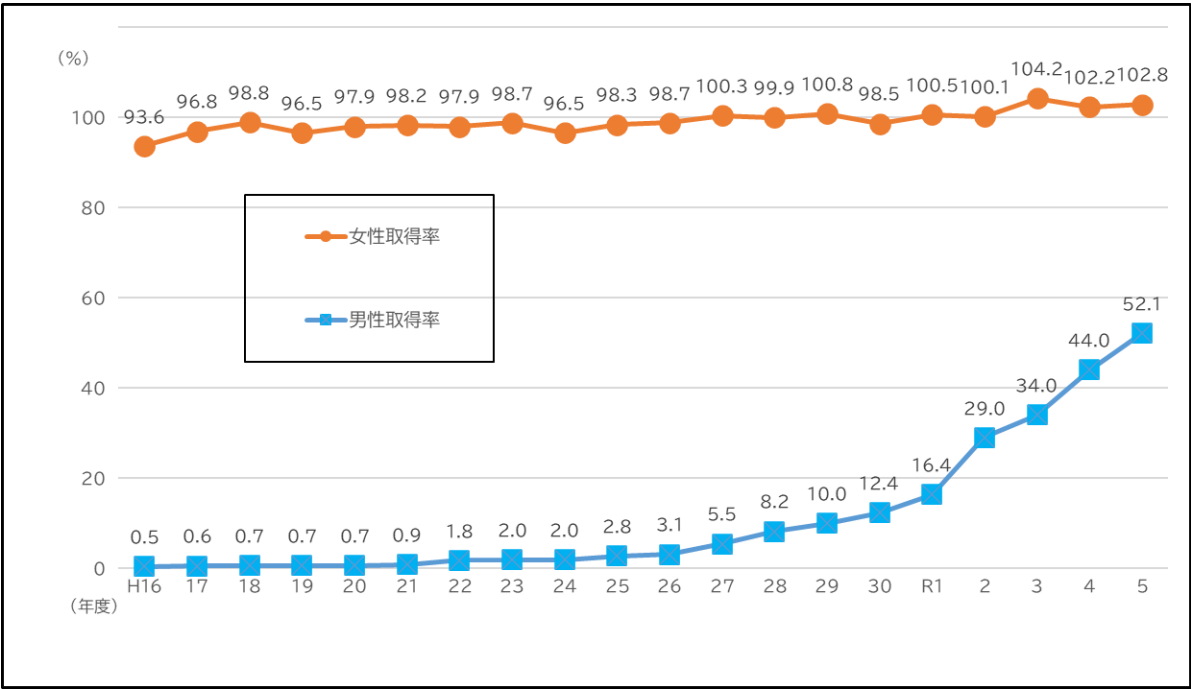
注2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注4 令和4年度の数値については、5日以上育児休業を取得した者は、女性職員99.0%、男性職員71.1%、2週間以上育児休業を取得した者は、女性職員99.0%、男性職員63.7%。

【参考】 国家公務員(一般職・特別職)^{注1}の育児休業(1日以上)の取得状況(資料1(8ページ))

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人)(A) 注2	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る)(人)(B)	取得率 (%) (A/B) 注3	新規 取得者数 (人)(A') 注2	当該年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員に 限る)(人)(B') 注3	取得率 (%) (A'/B') 注3
令和5年度	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8
令和4年度	5,032	11,443	44.0	2,836	2,775	102.2



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に、防衛省の特別職の数値を加えている。

注2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

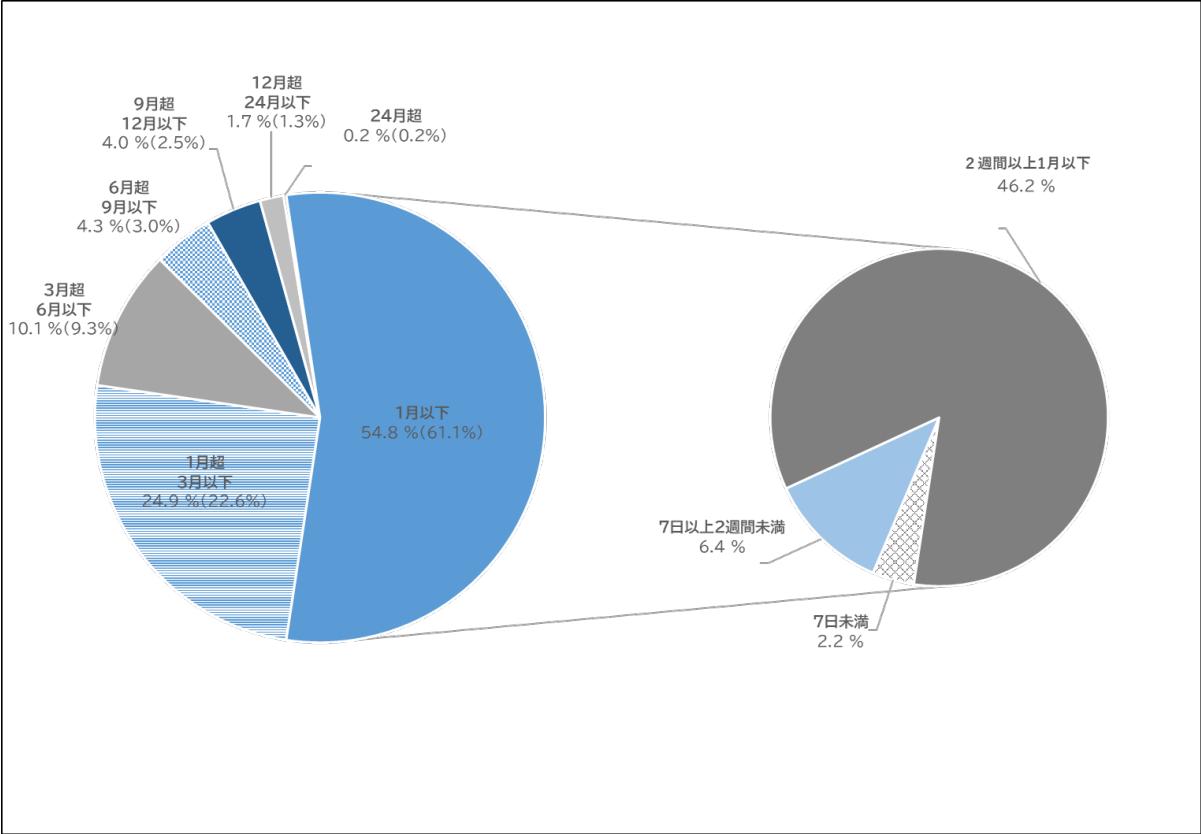
注3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(2)新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算)^{注1}

○ 令和5年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.4月・女性16.5月(全職員6.9月)。前年度は、男性2.0月・女性16.7月(全職員6.8月)。

区分	新規 取得者数	育児休業取得期間								
		7日未満	7日以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性職員	4,338	95 (2.2%)	279 (6.4%)	2,004 (46.2%)	1,080 (24.9%)	436 (10.1%)	188 (4.3%)	173 (4.0%)	74 (1.7%)	9 (0.2%)
		1月以下:2,378(54.8%)			1月超:1,960(45.2%)					
女性職員	2,037	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (0.4%)	21 (1.0%)	75 (3.7%)	191 (9.4%)	688 (33.8%)	612 (30.0%)	441 (21.6%)
計	6,375	95 (1.5%)	279 (4.4%)	2,013 (31.6%)	1,101 (17.3%)	511 (8.0%)	379 (5.9%)	861 (13.5%)	686 (10.8%)	450 (7.1%)

男性の育児休業期間の分布



注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人)を除く。)の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いている。

注2 ()は前年度の数値である。

注3 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

注4 令和5年度中に複数回(1回目から5回目)取得期間がある場合、当該期間を合算した期間である。

2 国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況^{注1}(資料2(9ページ))

- 令和5年度に子が生まれた男性職員のうち、「男の産休」^{注2}5日以上使用率(配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した男性職員の割合)は以下のとおり。

	平成26 年度	～	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
「男の産休」 5日以上使用率 (%)	24.7	～	79.6	84.9	86.4	86.7	86.2

- 令和5年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇^{注3}及び育児参加のための休暇^{注4}の使用率・平均使用日数は以下のとおり。

	令和5年度		令和4年度	
	使用率(%)	平均使用日数(日)	使用率(%)	平均使用日数(日)
配偶者出産休暇	92.7	1.9	93.4	1.9
育児参加のための 休暇	90.8	4.7	92.1	4.5

注1 一般職(行政執行法人職員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する法人の職員)を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除いた一般職の数値に、防衛省の特別職の数値を加えている。

注2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。令和5年度の5日に満たない場合も含めた「男の産休」の使用率は96.3%(前年度は95.9%)である。

注3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

注4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。

【連絡先】内閣官房内閣人事局 インクルージョン促進係
米田、泉、西田、中田、飯嶋 電話 03-6257-3749(直通)
E-mail:w-diversity.z8f@cas.go.jp

国家公務員(一般職・特別職)の育児休業(1日以上)の新規取得状況

資料 1

(上段:令和5年度、下段:令和4年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人)(A)	当該年度中に子が生 まれた職員数(育児 休業の対象職員に限 る)(人)(B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人)(A')	当該年度中に子が生 まれた職員数(育児 休業の対象職員に限 る)(人)(B')	取得率 (%) (A'/B')
内閣官房	16	22	72.7	2	2	100.0
	10	19	52.6	2	2	100.0
内閣法制局	0	1	0.0	1	1	100.0
	1	2	50.0	0	0	—
内閣府	37	56	66.1	22	22	100.0
	32	51	62.7	17	18	94.4
宮内庁	11	17	64.7	6	4	150.0
	8	17	47.1	3	4	75.0
公正取引委員会	19	19	100.0	9	9	100.0
	24	30	80.0	11	11	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	108	155	69.7	28	27	103.7
	74	144	51.4	27	30	90.0
個人情報保護委員会	3	6	50.0	1	1	100.0
	1	2	50.0	0	0	—
カジノ管理委員会	1	1	100.0	0	0	—
	6	8	75.0	0	0	—
金融庁	25	39	64.1	20	18	111.1
	29	43	67.4	13	16	81.3
消費者庁	11	13	84.6	1	1	100.0
	5	16	31.3	1	1	100.0
こども家庭庁	12	13	92.3	3	3	100.0
	—	—	—	—	—	—
デジタル庁	10	16	62.5	0	0	—
	10	15	66.7	0	0	—
復興庁	1	1	100.0	0	0	—
	4	7	57.1	0	1	0.0
総務省	73	98	74.5	49	47	104.3
	61	92	66.3	46	46	100.0
法務省	956	1,245	76.8	373	350	106.6
	850	1,230	69.1	374	381	98.2
外務省	47	111	42.3	38	41	92.7
	64	142	45.1	61	63	96.8
財務省	1,455	1,625	89.5	690	673	102.5
	1,390	1,545	90.0	679	681	99.7
文部科学省	41	42	97.6	29	27	107.4
	22	66	33.3	17	19	89.5
厚生労働省	453	466	97.2	267	260	102.7
	433	468	92.5	201	204	98.5
農林水産省	147	175	84.0	119	118	100.8
	140	194	72.2	97	95	102.1
経済産業省	104	144	72.2	94	86	109.3
	119	161	73.9	81	80	101.3
国土交通省	763	1,040	73.4	245	215	114.0
	661	1,178	56.1	277	280	98.9
環境省	22	32	68.8	20	18	111.1
	29	48	60.4	21	19	110.5
防衛省	1,444	5,729	25.2	926	938	98.7
	1,038	5,946	17.5	892	811	110.0
人事院	8	9	88.9	4	3	133.3
	5	6	83.3	5	4	125.0
会計検査院	14	14	100.0	16	17	94.1
	16	13	123.1	11	9	122.2
合計	5,781	11,089	52.1	2,963	2,881	102.8
	5,032	11,443	44.0	2,836	2,775	102.2

- 注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。
- 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。
- 3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

国家公務員(一般職・特別職)の「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

資料 2

(上段:令和5年度、下段:令和4年度)

府省等名	当該年度中に子が生まれた男性職員数(人)(A)	「男の産休」		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇	
		(A)のうち「男の産休」を5日以上使用した職員数(人)(B)	使用率(%) (B/A)	(A)のうち配偶者出産休暇を使用した職員数(人)(C)	使用率(%) (C/A)	(A)のうち育児参加のための休暇を使用した職員数(人)(C')	使用率(%) (C'/A)
内閣官房	26	19	73.1	20	76.9	21	80.8
	19	17	89.5	19	100.0	18	94.7
内閣法制局	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2	1	50.0	2	100.0	1	50.0
内閣府	56	46	82.1	52	92.9	52	92.9
	51	37	72.5	41	80.4	42	82.4
宮内庁	17	14	82.4	17	100.0	17	100.0
	17	15	88.2	16	94.1	16	94.1
公正取引委員会	19	12	63.2	16	84.2	14	73.7
	30	25	83.3	30	100.0	30	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	159	137	86.2	152	95.6	146	91.8
	144	124	86.1	135	93.8	135	93.8
個人情報保護委員会	6	5	83.3	6	100.0	5	83.3
	2	0	0.0	1	50.0	2	100.0
カジノ管理委員会	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
	8	8	100.0	8	100.0	8	100.0
金融庁	39	31	79.5	32	82.1	33	84.6
	43	26	60.5	34	79.1	32	74.4
消費者庁	13	8	61.5	13	100.0	9	69.2
	16	10	62.5	15	93.8	12	75.0
こども家庭庁	13	10	76.9	11	84.6	11	84.6
	—	—	—	—	—	—	—
デジタル庁	16	8	50.0	13	81.3	10	62.5
	15	9	60.0	7	46.7	9	60.0
復興庁	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
	7	6	85.7	7	100.0	6	85.7
総務省	98	69	70.4	88	89.8	76	77.6
	92	69	75.0	84	91.3	78	84.8
法務省	1,255	1,053	83.9	1,206	96.1	1,175	93.6
	1,230	1,064	86.5	1,155	93.9	1,140	92.7
外務省	111	47	42.3	51	45.9	58	52.3
	142	65	45.8	67	47.2	73	51.4
財務省	1,626	1,421	87.4	1,571	96.6	1,503	92.4
	1,545	1,366	88.4	1,488	96.3	1,446	93.6
文部科学省	45	30	66.7	41	91.1	34	75.6
	66	42	63.6	56	84.8	45	68.2
厚生労働省	470	388	82.6	439	93.4	426	90.6
	469	395	84.2	432	92.1	419	89.3
農林水産省	179	138	77.1	166	92.7	158	88.3
	197	145	73.6	168	85.3	172	87.3
経済産業省	148	109	73.6	128	86.5	124	83.8
	161	123	76.4	140	87.0	140	87.0
国土交通省	1,208	1,009	83.5	1,137	94.1	1,102	91.2
	1,191	1,029	86.4	1,120	94.0	1,102	92.5
環境省	32	17	53.1	27	84.4	20	62.5
	48	36	75.0	42	87.5	42	87.5
防衛省	5,736	5,142	89.6	5,265	91.8	5,238	91.3
	5,946	5,304	89.2	5,616	94.5	5,568	93.6
人事院	9	7	77.8	9	100.0	8	88.9
	6	4	66.7	5	83.3	5	83.3
会計検査院	14	14	100.0	13	92.9	14	100.0
	13	12	92.3	13	100.0	13	100.0
合計	11,298	9,736	86.2	10,475	92.7	10,256	90.8
	11,460	9,932	86.7	10,701	93.4	10,554	92.1

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和5年度)結果の概要」(令和7年1月28日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

2 「男の産休」は、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

3 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇である。

4 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前から子が生まれて1年を経過する日までに、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇である。